

# 令和4年度第1回猪名川町手話施策推進会議

日時 令和4年7月29日(金) 午後2時00分～午後3時30分  
場所 猪名川町日生公民館2階 大集会室

## ●出席状況

梶山委員	今泉委員	嘉田委員	有本委員	乾委員	山本委員
○	○	○	○	○	○

委員 6名全員出席

事務局：福祉課2名

傍聴：1名

要約筆記 4名

手話通訳 2名

## 1. 開会

## 2. あいさつ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議事進行につきましては、スムーズな運営にご協力いただきますようお願いいたします。

## 3. 委嘱状交付

新型コロナウイルス感染防止対策のため、机上配布とさせていただきます。

## 4. 自己紹介

山本委員から反時計回りに自己紹介。

## 5. 委員長、副委員長選出（委員長、副委員長あいさつ）

事務局に一任。（異議なし）

今泉委員を委員長に、梶山委員を副委員長として指名させていただきたい。（異議なし）

## 今泉委員長

不慣れではありますが、よろしくお願いいたします。

## 梶山副委員長

スムーズに進めていきたい。よろしくお願いいたします。

## 6. 報告事項

(1) 全国手話市区長会への加入報告

(2) 電話リレーサービスについての説明

(3) 町職員向け手話研修の実施

梶山委員：今回は職員に対して「手話の理解を求める」内容の研修であるが、次回は当事者を講師として招いて研修してほしい。

事務局：今後検討していきたい。

(4) A4 ホワイトボードの窓口設置

## 7. 協議事項

(1) 映画観賞会「ゆずり葉」について

前年度上映予定が、コロナウイルスの影響により中止。今年度実施としますが、今後のコロナウイルスの状況をみて決定します。

(2) 猪名川町手話言語条例に規定する施策の推進方針（案）及び実施予定事業（案）について

嘉田委員：手話言語条例が施行されたことによる啓発活動、広報掲載、リーフレット作成などのPRが必要。

事務局：今泉委員長、梶山委員により案を作成いただき、現在リーフレットの作成に取り組んでいるところです。

今泉委員長：災害への備えが必要。警察署での手話がろう者への手話が必要だという理解も必要。広く学んで欲しい。

事務局：P33 施策2 (3) ①～③に該当する。

嘉田委員：災害時、避難所での対応について、地域の方や職員に少しでも簡単な手話を話してほしい。また、受け付けでの手話や筆談の対応も充実させてほしい。館内放送は聞こえないため、目で情報を取得できるようなものがほしい。

事務局：具体的な職員の研修内容として、検討していきます。

梶山副委員長：災害は待ってくれないため、早急に対応しなければいけない。手話サークルで3か月ほどにわたり、全国のものを参考にしながらコミュニケーションボードを作成した。本日、行政に手渡しした。それを猪名川町らしい、地域特性を入れ、また、聴覚障害者だけではなく、知的障害者など様々な方が使用できるように、全避難所に設置してもらおう、取り組んでもらうことをお願いしました。

山本委員：検討委員会の時に、情報コミュニケーション条例については、別で作っていこうという話だった。国の法律ができたが、町ではどうしていくのか。手話言語条例とセットにして考えていけないのか。

事務局：今回は手話言語条例に特化した内容だが、それだけにとどまらず、今

後の検討課題としたい。

今泉委員長：あいまいな部分が多い。手話も大事だが、ほかのコミュニケーション方法についても大事。幅広く考えたほうが良い。

事務局：まずは手話施策を進めていく。手話施策を整えつつ、ほかのコミュニケーション方法についても検討していくことで良いか。

嘉田委員：検討委員会の時には、まずは手話言語条例を作った後、別で情報コミュニケーション条例を作っていくという話だった。手話言語条例が施行された今、次は情報コミュニケーション条例を、検討委員を集めて作っていく必要があるのではないか。  
視覚障害者など、それぞれの障害者に合わせた条例がまた必要になってくるのではないか。

事務局：今後の検討課題としたい。

山本委員：期待している。

事務局：P33 施策 2 (4) ①遠隔手話サービスの活用を遠隔通訳サービスに修正。

梶山副委員長：P33 施策 1 (6) ①町内のろうあ会・・・を町内のろうあ協会に修正。

嘉田委員：他市の障害福祉課に手話通訳士が設置されている。町手話言語条例にも設置することが明記されている。町でも設置できますか？

事務局：明記している。推進会では設置したいということでしょうか？

嘉田委員：猪名川町ではまだ設置されていない。窓口対応職員が少しでも手話通訳してほしいし、手話言語条例が施行された今、設置してほしい。また、職員も勉強してもらいたい。他市では職員も試験（検定？）を受けているところもある。

事務局：予算的に人件費が一番削られてしまうところ。推進方針として、施策 3 (2) ③に適切な場所に手話通訳者の配置を追加しますか。

梶山副委員長：あいまいな表現。手話言語条例が施行されているため、職員募集する場合は、専門的知識をもった人を募集し、有資格者を設置してほしい。有資格者を町役場窓口を設置する。

事務局：手話通訳者と有資格者の違いは？

梶山副委員長：手話通訳者とは手話入門講座や基礎講座を受講し、ある程度手話が話せると手話通訳者と名乗って良い。有資格者とは国が定めている試験に合格しなければいけない。職員募集するときは、有資格者または、全国統一試験合格者に限定しなければいけない。

事務局：施策3(2)③具体的な専門士を町役場に設置するを追加させていただきます。

嘉田委員：猪名川町にて手話検定を開催すると明記しているが、日にちは全国で決まっている。10人以上受講する人がいれば、各地域で開催することができ、受講日も決めることができる。京都の全国手話研修センターへ連絡すれば、対応できると思う。開催できるように、人数を集めてください。

事務局：一人でも多くの手話を話せる、まずは職員から増やせるようにしたい。

山本委員：今年度県情報センターから委託を受け、町中途失聴・難聴者の会が主催として手話教室が町で開催される。今後町主催として継続して行ってほしい。

嘉田委員：三田市では継続して研修が行われている。詳細は三田市へ確認してください。

事務局：上記方針(案)及び実施予定事業(案)については概ね承認いただきました。

## 8. その他

### ・第2回開催日

年度末を予定している。先になるため近くになったら日程調整をさせていただきます。

## 9. 閉会